

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 7 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 7 年 12 月 23 日

福岡地区水道企業団

監査委員 大森 一馬

監査委員 松山 力弥

### 第 1 監査の対象

#### 1 事務監査

##### ○ 対象期間

(1) 総務課	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 1 日まで
(2) 財務課	令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 5 日まで
(3) 計画調整課	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 12 日まで
(4) 施設課	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 26 日まで
(5) 牛頸浄水場	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 3 日まで
(6) 水質センター	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 10 日まで
(7) 海水淡水化センター	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 17 日まで

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

#### 2 工事等監査

○ 対象期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

### 第 2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 第 3 監査の期日

1 事務監査 令和 7 年 8 月 29 日から同年 10 月 31 日まで

2 工事等監査 令和 7 年 8 月 4 日から同年 10 月 31 日まで

### 第 4 監査の結果

1 事務監査 特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査 特に指摘する事項はなかった。

### むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められた。